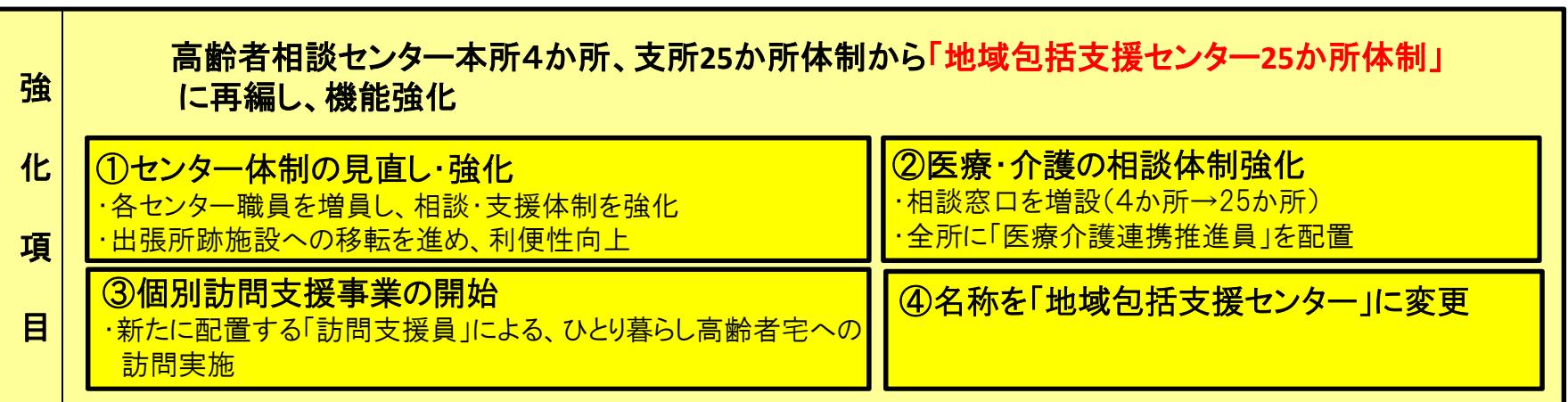
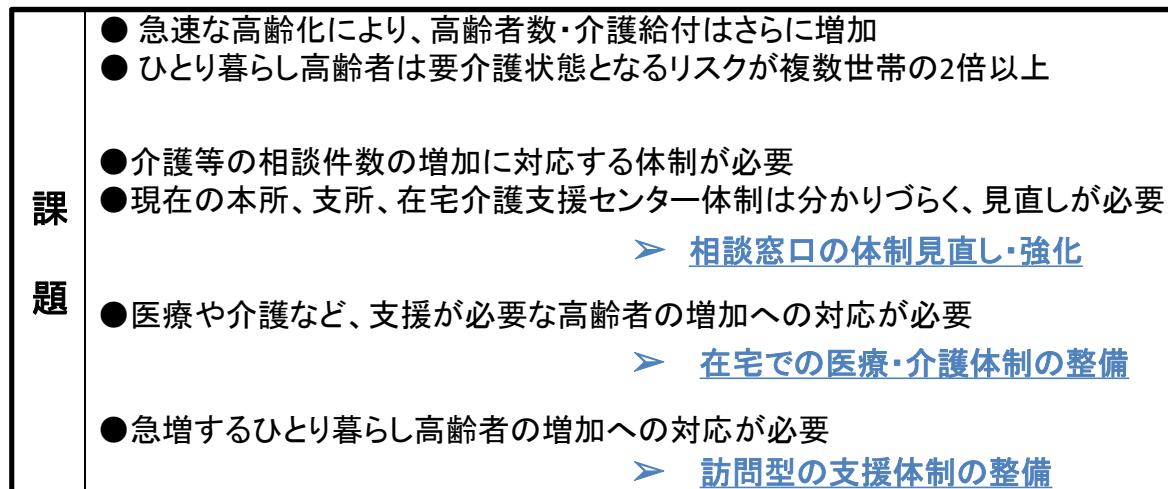
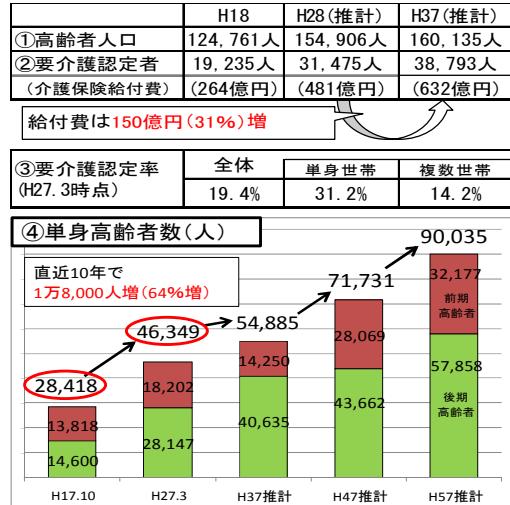


地域包括支援センターの 運営体制の見直しについて

平成29年1月20日
高齢施策担当部
高齢者支援課

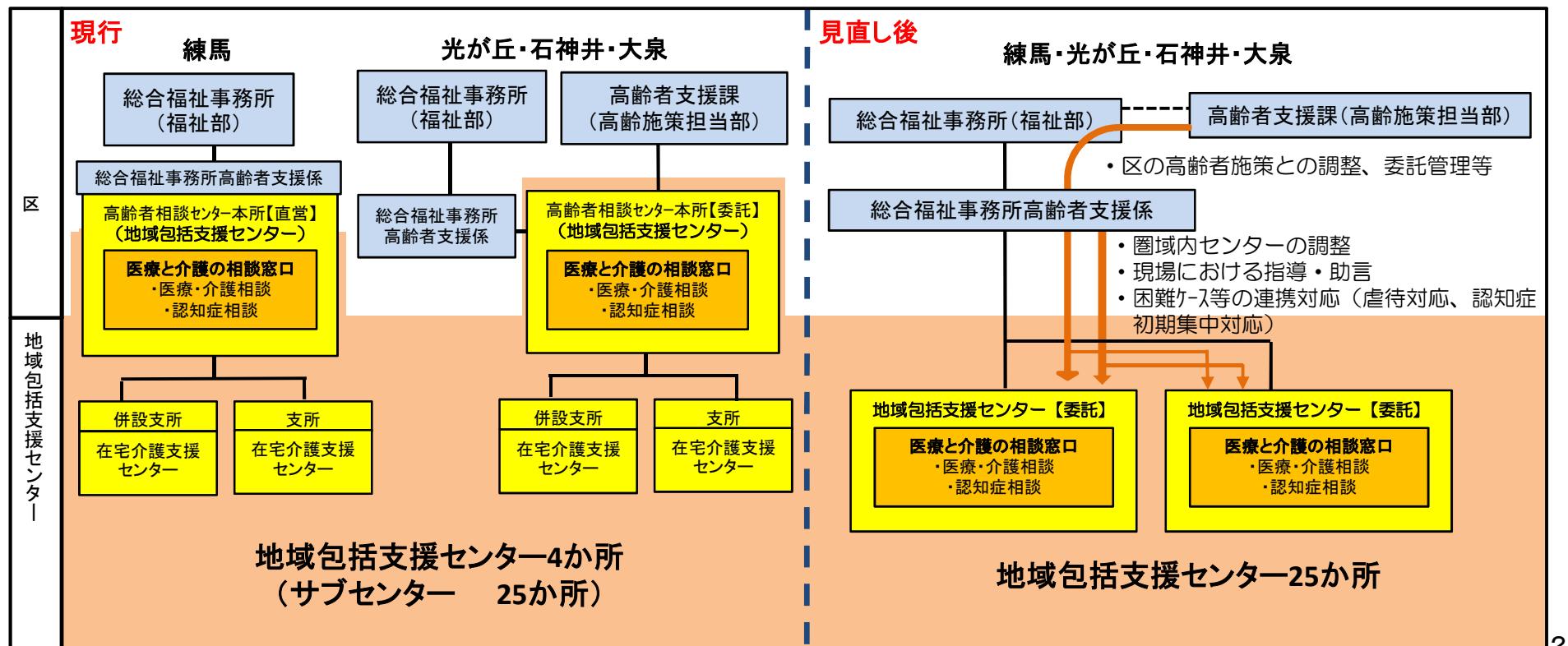
地域包括支援センターの機能強化について

- ひとり暮らし高齢者や、医療や介護など支援が必要な高齢者の増加などに対応するため、地域包括ケアシステムの中核機関である高齢者相談センターの機能強化が必要
- 現在の4か所の高齢者相談センター本所と25か所の支所による体制から、地域包括支援センター25か所体制に再編し、機能強化を図る



地域包括支援センターの運営体制見直しの枠組み

- 4か所の高齢者相談センター本所(地域包括支援センター)と25か所の支所(サブセンター)から25か所の地域包括支援センターに再編
- 本所と併設支所は統合。在宅介護支援センターは廃止し、在宅介護支援センター業務は、地域包括支援センターが引き継ぐ
- 区高齢者施策との調整は高齢者支援課が行い、4圏域ごとにおける各センター間の調整、指導・助言は総合福祉事務所が実施
- 再編に伴い、すべての地域包括支援センターを委託で運営
- 再編後、センター職員を増員
- すべてのセンターに医療・介護連携推進員、認知症地域支援推進員を配置し、「医療と介護の相談窓口」を全センターに開設
- 名称を「高齢者相談センター」から「地域包括支援センター」へ変更
- より身近で利用しやすい窓口とするため、出張所跡施設などへ移転(平成29年度から順次実施)



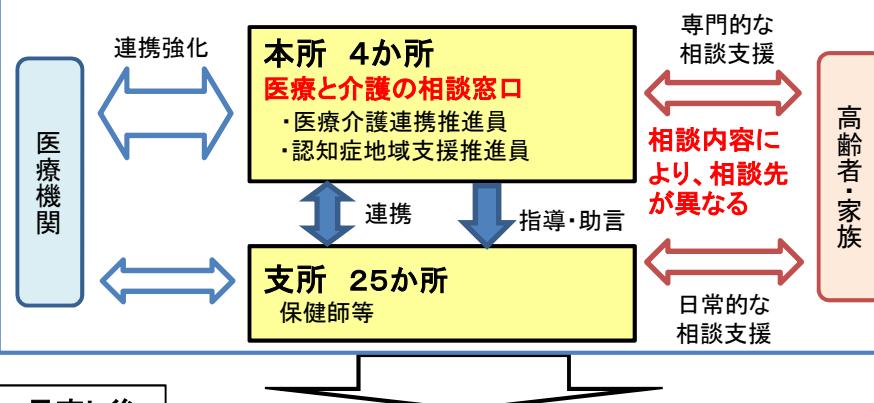
地域包括支援センター見直しにより拡充する事業および新規事業

医療・介護相談体制の充実 (30年度から実施)

医療と介護の相談窓口を、4か所から25か所に増設。また、医療・介護連携と認知症相談支援の推進員を全ての窓口に配置

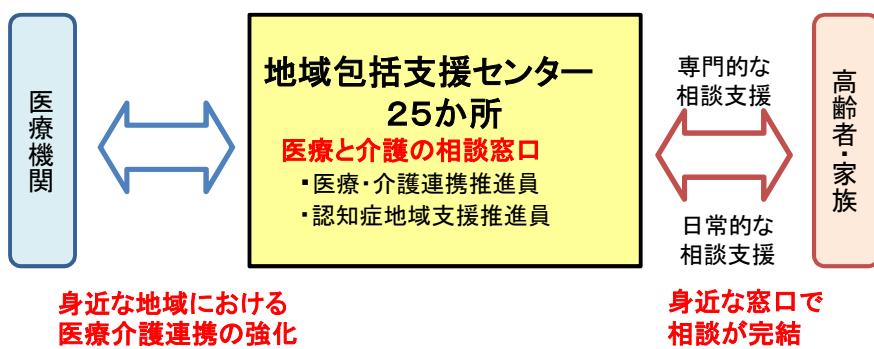
現状

医療と介護の相談窓口の設置により、医療機関と各推進員との連携が進んだ一方、窓口と支所で役割が分かれているため、区民にとっては、支援の過程で窓口の推進員から支所の相談員に支援者が変更することがあった。



見直し後

全てのセンターで、専門的な相談支援と日常的な相談支援を一体的に実施。身近なセンターで相談が完結し、利便性が向上する。



ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の新規開始 (29年度から3か所モデル事業 30年度から全センター実施)

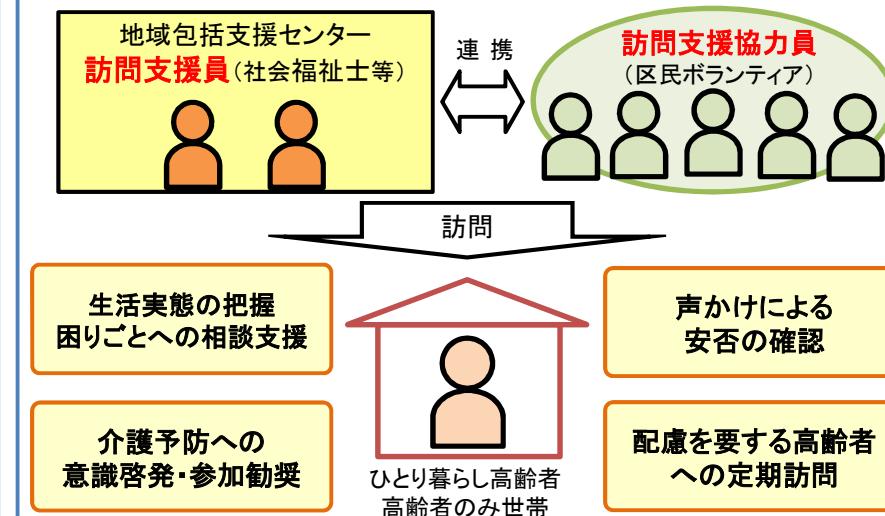
地域包括支援センターと区民ボランティアが連携して、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し支援につなげる訪問支援事業を開始

現状・課題

- 練馬区のひとり暮らし高齢者は平成29年1月現在、約4万9千人。ひとり暮らし高齢者は要介護認定率が高い
- 今後さらに増加するひとり暮らし高齢者が地域で孤立することのないよう介護予防や相談等の必要な支援につなげることが必要

事業概要

- 全ての地域包括支援センターに、訪問支援員(社会福祉士等の専門職)を新たに2名ずつ配置。区民ボランティア(訪問支援協力員)と連携して、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯を訪問
- 生活状況等から定期的な訪問が必要と判断した方について、訪問支援協力員による定期訪問を実施。認知機能の低下等を早期発見し、センターにつなぐ。
- 平成29年度より、街かどケアカフェを併設する高齢者相談センター支所(高野台支所、南大泉支所、中村橋支所)において、モデル事業を実施



地域包括支援センターの見直しにより充実するサービス

- 医療と介護の相談窓口の増設や、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施により、高齢者や家族への支援を充実
- 各センターごとに、生活支援をはじめとする高齢者支援体制を構築

業務区分	業務内容	新たな取組項目	内容
総合相談支援業務	高齢者、家族等からの介護・福祉・医療・生活等の相談に応じ、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う業務	ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターに訪問支援員を配置し、区民ボランティアを活用した訪問支援事業を新たに実施 ・アウトリーチによる個別支援強化 ・高齢者人口等の状況に応じ職員を増員
在宅医療・介護連携	介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する業務	医療と介護のさらなる連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターに医療介護連携推進員を配置し、医療と介護の相談窓口を増設(4所→25所) ・各センターで退院調整を行うなど、在宅療養に必要な医療・介護の連携構築を支援
認知症施策推進	認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他の総合的な支援を行う業務	認知症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターに認知症地域支援推進員を配置し相談対応 ・より専門性の高い職員を配置することで、各地域において、困難ケースに対応
権利擁護業務	成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、生活維持を図る業務	高齢者数増加に向け、迅速・的確な虐待対応、安心した暮らしの維持	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとの総合福祉事務所とセンターが一体となって、高齢者虐待や成年後見の区長申立に対応 ・新たに開始する訪問支援事業により、高齢者虐待や消費者被害等を早期発見・早期対応
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員からの相談に応じ個別の指導・助言を行うとともに、介護支援専門員同士のネットワークを構築する業務	区民や事業者と連携して高齢者を支える機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターにおいて、地域のケアマネジャー等の介護サービス事業者と、これまで以上の緊密な連携関係を構築 ・各センターが地域づくりの主体となり、地域特性に合わせた連携体制を構築
介護予防ケアマネジメント業務	要支援者等に対して、自立保持のための介護予防サービスや介護予防事業の利用を通じたマネジメントを行う業務	相談件数が増加する中でのケアマネジメントの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターが中心となり、地域のケアマネジャーによるケアプランのチェックや同行訪問を実施 ・ケアマネジメントの質を向上
生活支援体制整備	日常生活の支援および介護予防に係る体制の整備、その他のこれらを促進する業務	支所圏域における地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターが生活支援コーディネーターと連携し、地域の高齢者への地域サロン等の生活支援サービスの利用促進 ・各センターが地域づくりの主体となり、地域特性に合わせた地域包括支援ネットワークを構築

総合福祉事務所と地域包括支援センターの役割

- 練馬、光が丘、石神井、大泉の各圏域において、総合福祉事務所が圏域内センターの連絡調整、指導・助言
- 総合福祉事務所と各センターが連携して、高齢者の虐待や認知症初期集中支援などに対応

現行

総合福祉事務所 高齢者支援係
<ul style="list-style-type: none">■ 権利擁護業務 成年後見制度事務、虐待対応等 特別養護老人ホーム入所措置判定会議、困難ケース等の認定調査■ その他 高齢者緊急一時宿泊事業、事故報告書収受、事業者支援・指導

見直し後

総合福祉事務所 高齢者支援係
<ul style="list-style-type: none">■ 圏域のセンター連絡調整等 圏域内センターの調整、指導・助言 地域ケア圏域会議の開催、個別会議への参加■ 権利擁護業務 成年後見制度事務、虐待対応等 特別養護老人ホーム入所措置判定会議、困難ケース等の認定調査■ その他 高齢者緊急一時宿泊事業、事故報告書収受、事業者支援・指導 認知症専門相談・初期集中支援事業

高齢者相談センター 本所（4か所）
<ul style="list-style-type: none">■ センター業務 総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、 介護保険認定申請等 認知症専門相談・初期集中支援事業■ 圏域のセンター連絡調整等 圏域内センターの調整、指導・助言 地域ケア圏域会議の開催■ 医療と介護の相談窓口■ その他 高齢者紙おむつ等支給事業等

高齢者相談センター 支所（25か所）
<ul style="list-style-type: none">■ サブセンター業務 総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、 介護保険要介護・要支援認定申請、介護保険に関する苦情対応、 地域ケア個別会議の開催■ その他 車いす・介護用ベット貸与等各種申請受付事務 等



地域包括支援センター（25か所）
<ul style="list-style-type: none">■ センター業務 総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、 介護保険認定申請等 地域ケア個別会議の開催■ 医療と介護の相談窓口（拡充）■ ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業（新規）■ その他 高齢者紙おむつ等支給事業 車いす・介護用ベット貸与等各種申請受付事務 等

高齢者相談センター支所の移転および移転に伴う名称変更

- 今後策定予定の出張所跡施設活用計画を踏まえ、平成28年度末に廃止される出張所跡施設へ高齢者相談センター支所を移転
 - すでに移転済みの富士見台支所を含め、区民の方により身近で利用しやすい窓口とするため、所在地の町名や施設名称を入れた名称に変更
- ※同一施設内での移転となる中村橋支所、および移転前より町名を使用している桜台支所については、これまでの名称を引き続き使用

移転・名称変更する支所	移転後の所在地	新名称	移転・名称変更予定期
富士見台支所 (移転前:富士見台1-22-4 特別養護老人ホーム内)	練馬高野台駅前 地域集会所内 【谷原出張所跡施設】 (高野台1-7-29)	高野台支所	平成28年4月 (移転済み)
光陽苑支所 (西大泉5-21-2 特別養護老人ホーム内)	南大泉地域集会所内 【大泉西出張所跡施設】 (南大泉5-26-19)	南大泉支所	平成29年7月
ふきのとう支所 (大泉学園町8-24-25 介護老人保健施設内)	大泉北地域集会所内 【大泉北出張所跡施設】 (大泉学園町4-21-1)	大泉北支所	平成29年7月
中村橋支所 (貫井1-9-1 中村橋区民センター内)	中村橋区民センター内 【第三出張所跡施設】 (貫井1-9-1)	中村橋支所	平成29年9月
錦支所 (錦2-6-14 デイサービスセンター内)	北町地区区民館内 【第八出張所跡施設】 (北町2-26-1)	北町支所	平成29年9月
桜台支所 (桜台2-2-4 介護老人保健施設前)	桜台地域集会所内 【桜台出張所跡施設】 (桜台1-22-9)	桜台支所	大規模改修後